

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
第1・第2（略） 第3 職員に関する事項 1 職員数 （1）（略） （2）<u>削除</u> （3）～（7）（略） 第4（略） 第5 処遇に関する事項 1・2（略） 3 処遇の方針（基準第16条） （1）～（3）（略） （4）<u>同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u> <u>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</u> <u>また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。</u> <u>養護老人ホームが、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</u> <u>具体的には、次のようなことを想定している。</u> ① <u>身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</u> ② <u>支援員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</u> ③ <u>身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。</u> ④ <u>事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、</u>	第1・第2（略） 第3 職員に関する事項 1 職員数 （1）（略） （2）<u>経過措置（基準附則第3条）</u> <u>平成19年3月31日までの間は、置くべき職員数は、改正前の基準第12条の規定を満たしていればよいものとする。ただし、できるだけ早期に同条第1項に定める員数に移行できるよう努めなければならない。</u> （3）～（7）（略） 第4（略） 第5 処遇に関する事項 1・2（略） 3 処遇の方針（基準第16条） （1）～（3）（略） （新設）

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<u>結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</u> ⑤ <u>報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</u> ⑥ <u>適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</u> (5) <u>同条第 6 項第 2 号の「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</u> ① <u>施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方</u> ② <u>身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</u> ③ <u>身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</u> ④ <u>施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</u> ⑤ <u>身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</u> ⑥ <u>入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</u> ⑦ <u>その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</u> (6) <u>同条第 6 項第 3 号の支援員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</u> <u>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u> <u>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</u> 4～15 （略）	（新設） （新設） 4～15 （略）

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（抄）（平成 12 年 3 月 30 日老発第 307 号厚生省老人保健福祉局長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
(別表) 養護老人ホーム等職員配置表 1 養護老人ホーム 表 (略) (注) 1・2 (略) 3 サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又はその他の職員については、次に掲げる 本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライ ト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認めるときは、これを置かないことがで きる。 一 (略) <u>二 介護医療院 栄養士又はその他の従業者</u> <u>三・四</u> (略) 2 (略)	(別表) 養護老人ホーム等職員配置表 1 養護老人ホーム 表 (略) (注) 1・2 (略) 3 サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又はその他の職員については、次に掲げる 本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライ ト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認めるときは、これを置かないことがで きる。 一 (略) (新設) <u>二・三</u> (略) 2 (略)